

「公共サービス改革法」における民間事業者の義務等について

公共サービス改革法では、民間事業者による適正な業務の運営を確保するための監督等の措置として、公共サービスに従事する者に対する守秘義務、「みなし公務員」規定や、民間事業者に対する監督の規定を設けている。民間事業者において公共サービスに従事する者の労働基本権については、制約は設けられていない。

1. 守秘義務

守秘義務規定は、対象となる公共サービスの実施に従事する者が、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用することを禁止するもので、違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

(秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 (略)

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2. 「みなし公務員」規定

いわゆる「みなし公務員」規定は、公共サービスの実施に従事する公務員以外の者を刑法上の公務員とみなすことを定めるもので、この規定によって、これらの者に関しても刑法の贈収賄の罪や公務執行妨害罪等を適用することが可能となり、適正な業務の運営に資するものである。

「みなし公務員」規定は、公務員法の規定により公務員に課されている義務を課すものではないことから、これがあっても、これらの者に対して公務員法上の信用失墜行為の禁止、政治的行為の制限といった規定や労働基本権の制約が適用されることにはならない。

(秘密保持義務等)

第二十五条 (略)

- 2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

3. 民間事業者に対する監督

民間事業者に対する監督としては、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要な場合に、国の行政機関の長や地方公共団体の長などが民間事業者に対して報告の徴収・立入検査や必要な指示を行うことができるものとした上で、刑事罰等によって実効性を担保している。

(報告の徴収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (略)

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 (略)

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。